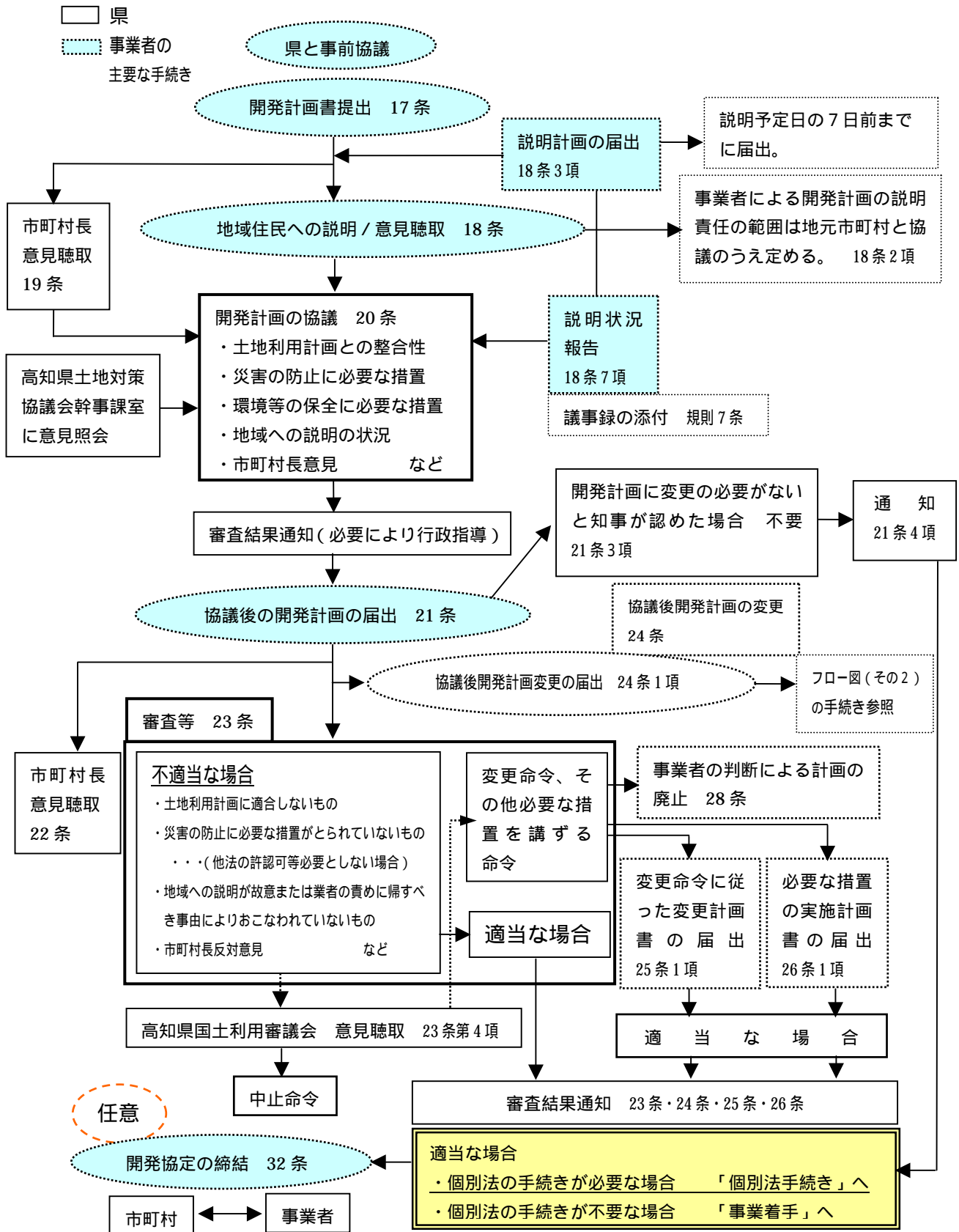
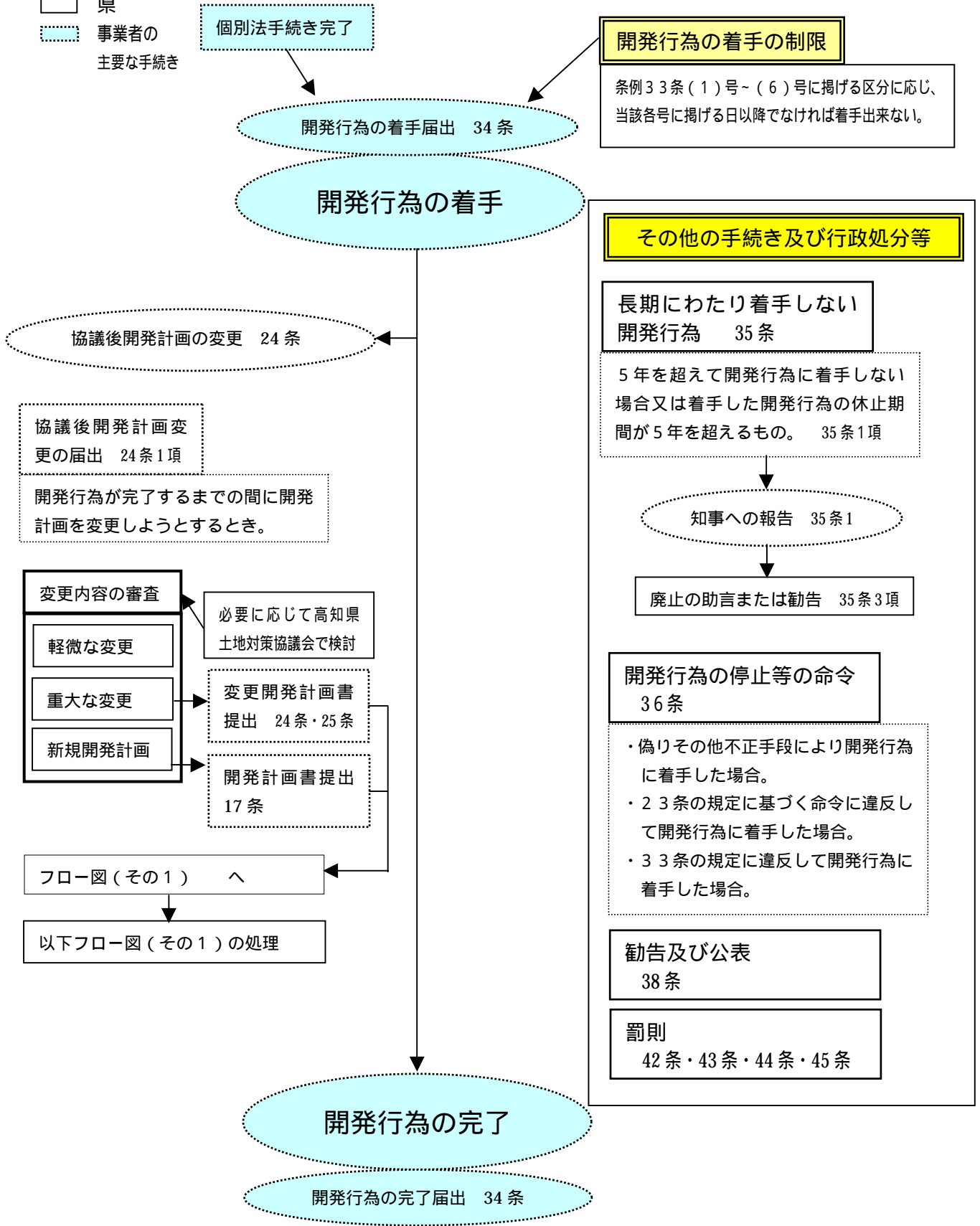


土地基本条例事務処理フロー図(その1)



土地基本条例事務処理フロー図(その2)

□ 県
 ■ 事業者の
 主要な手続き



開発行為の着手の制限
 条例33条(1)号~(6)号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日以降でなければ着手出来ない。

その他の手続き及び行政処分等

**長期にわたり着手しない
開発行為 35条**
 5年を超えて開発行為に着手しない場合又は着手した開発行為の休止期間が5年を超えるもの。 35条1項

知事への報告 35条1

廃止の助言または勧告 35条3項

開発行為の停止等の命令 36条
 ・偽りその他不正手段により開発行為に着手した場合。
 ・23条の規定に基づく命令に違反して開発行為に着手した場合。
 ・33条の規定に違反して開発行為に着手した場合。

勧告及び公表 38条

罰則 42条・43条・44条・45条

変更内容の審査

- 軽微な変更 → 必要に応じて高知県土地対策協議会で検討
- 重大な変更 → 変更開発計画書提出 24条・25条
- 新規開発計画 → 開発計画書提出 17条

フロー図(その1)へ
 ↓
 以下フロー図(その1)の処理

開発行為の完了
 開発行為の完了届出 34条